





様式第3号（第4条関係）

議長	事務局長	次長	書記
			

平成29年8月30日

箕輪町議会議長 木村英雄様

箕輪町議会議員 松本五郎



議員グループ研修派遣結果報告書

箕輪町議会議員グループ研修実施要領第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

研修名	市町村議会議員研修「自治体予算を考える」
研修の期間	平成29年8月24日（木）から平成29年8月25日（金）
研修の場所	全国市町村国際文化研修所
成果 （具体的に）	別紙のとおり
グループ研修 派遣議員名	唐澤敏議員、向山議員、小出嶋議員、唐澤千洋議員、松本

H29年度 市町村議会議員研修「自治体予算を考える」8月24日・25日 レポート 松本五郎
「歳出予算の基本とそのチェックポイント」

地方財政法には地方財政の基本原則があり地方自治法には事務処理の基本原則がある。歳出に関する基本原則は五つある。①住民のニーズの反映、地域課題への対応 ②事業の必要性・緊急性、費用対効果 ③行政改革の視点 ④次年度以降の展開への考慮 ⑤合理的な経費の見積もりなどです。

事務処理の基本原則では、住民福祉の増進を図る。最小の経費で最大の効果をあげる。常に組織・運営の合理化に努め、規模の適正化を図るなどです。

「歳出決算額の目的別内訳の推移」をみると、どこの自治体も同じだが、公債費が抑えられて民生費が多くをしめているのが現状です。これから少子高齢化が進んでいくので、この傾向は避けがたい。

「歳出決算額の性質内訳の推移」では、交際費、扶助費、人件費は歳出の場合は義務的経費が増える。

「歳出のチェックポイント 義務的経費」(人件費)

ラスパイレス指数とは国家公務員の給与を100として算出する。

特別会計

歳出の中で自治体では余り議論の対象にはならないのではないかと。一般会計の方で、ほとんど議論が終わっていて、特別会計で決算のところではあまり論議されないことが多い。

最近、特別会計(国保・後期高齢者・介護)を見ると国保のところでは議論になりやすい。県の方に集約されるが、内部実態としては調査の結果が良く見えない。

膨大な金が動くのは公営企業。公営企業会計は基本的にはガバナンスであり、下水道、水道。病院などで、一般会計から多く繰り出しをしている。地方公営企業は独立採算が原則、繰り出し基準による負担区分ルールがある。地方公営企業なので下水道・水道にしても、自治体が行わなければならない。

地方公営企業の繰り出し基準では地方公営企業は経費を収入で賄う独立採算制が原則です。

決算について

予算に対してどこまで金が使われたのか。歳入予算に対する出納の実績、歳出予算の適正な執行及びその成果を調査してその適否をみる。次年度予算の執行の際の指針となる。

「収入未済額・不能欠損額」

収入額は調定されて出納閉鎖期日までに納入されたもの。不能欠損額は調定された歳入で、徴収できないと認定されたものをいう。

2日目の「演習」意見交換会

・意見交換会では15班(一つの班が5に~7人)に分散して行われました。私の班は「予算、財政状況に関する住民への情報提供、住民の意見徴収の方法」の班でした。

・議会報告会を年に一度行っている。・各団体から要望があれば、出前講座で意見徴収を行っている。
・テーブルを囲んでワークショップ形式で、住民のそれぞれの要望を出していただき、それをまとめる。
・住民への情報提供は自治体によってはネットとケーブルテレビで配信している。他には「議会だより」で情報提供しているが、あまり見てもらえないと言うことで、読みやすい紙面に工夫している。などの意見がありました。